

20-① 令和6年度 菊陽町立武蔵ヶ丘中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの基本認識

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

上記の定義のもと、本校ではいじめに関する基本的認識を次のように掲げる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない、卑怯な行為である。
- ③ いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うべきものである。
- ④ いじめの原因をいじめられる側に求めるべきものではない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、刑罰法規に触れることがある。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのために、本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめが行われたり、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

「居場所と出番のある学校づくり」を大切にし、生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

命の大切さについての指導も、道徳や学活の時間を中心とした教育活動全体において指導を行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① 班活動や朝の会・帰りの会を重視した各学級でのなかまづくり
生徒それぞれのよさを認め合ったり、問題点を出し合う活動を行う。
- ② 人権教育推進月間における互いを理解し合う学習（6月、11月の年2回）

自らの考えを語り合ったりする取組を通して、お互いに理解し合う。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動

① 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動

朝のあいさつ運動や道徳や学活においてソーシャルスキルトレーニングを行い、人と関わることや違いをわかり合うことを通して、自分が認められていることを実感させる。また、生徒のよさを発揮できる場を設定していく。

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

1年生の集団宿泊研修や2年生の職場体験学習等の活動の中で、コミュニケーション能力の育成を重視する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決のための取組

いじめの早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。また、いじめは大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教師一人一人が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させるための研修を行う。そして、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集し、解決のための取組を行う。

(1) 各種アンケートの分析

① 学校生活アンケート及び心のアンケート

アンケートを実施し、生徒の悩みや人間関係の把握を行い、確実に早期対応する。

② h y p e r - Q U

学級集団の中での満足度や被侵害度を測る。クラス作りの方向性や生徒一人一人への手立ての尺度とする。

③ こころの問診票

抑うつやストレスなどこころの健康状態やソシオメトリックによる人間関係の把握を行い、積極的にスクールカウンセラーにつないでいく。

④ 菊陽町生活実態調査

町全体で行う学校や家庭での生活全般の調査。この結果を分析することにより、生徒一人一人の生活の様子や課題を把握する。

(2) 情報の収集と共有

① 生徒指導部会・不登校対策部会

隔週1時間、部会の実施。管理職、生徒指導主事、不登校対策担当、養護教諭、相談室相談員、各学年の生徒指導担当で構成される。各学年での生徒の現状や指導についての情報交換、共通実践について話し合う。必要に応じて、その他、自立支援担当、心の相談員を招集する。

いじめが発生した場合の緊急校内いじめ対策委員会は、この部会を母体として関わりのある職員を招集する。

② 教育相談

7月、11月、3月の年3回全学年で実施予定。学校生活アンケートや心のアンケート結果をもとに、学校生活の状況について相談を行う。

③ 家庭訪問

欠席が続いたり、課題を抱える生徒には、「愛の1・2・3+1運動」を確実に実施する。また、学期が始まる前には、積極的に家庭訪問を行い、スムーズな登校ができるようにする。

④ 校務ソフトの活用

校内ネットワークで繋がるPCに導入されている校務ソフトを使い、生徒の日々の様子を記録したり、名簿や顔写真を参照するなど、情報の共有化を図る。

⑤ ケース会議

構成員として、スクールソーシャルワーカー、町相談員、スクールカウンセラー、養護教諭、不登校対策コーディネーターを基本とする。

学級担任や学年部から出されたケースに対して、それぞれの立場から自由に意見を出し合い、課題を抱える生徒の支援方法を探る。

必要に応じて、不定期に開催する。

⑥ 校区生徒指導連絡会

校区の小学校と学期に1回、生徒指導に関する連絡会を実施し、校区での生徒の様子を把握し、改善のための取組を小中連携して行う。

(3) 校内研修の充実

① カウンセリング・マインド研修

カウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等の研修を計画的に実施する。

② 事例研究

具体的な事例をもとに、生徒を観察する視点、いじめが起こった場合の対応策や留意点を全職員で研究する。

③ 情報モラル研修

インターネット等を通じて行われるいじめ等を予防したり、即対応ができるよう情報モラルに関する研修を行う。

④ その他

授業を通じて、豊かな心を育むための研修や保護者との連携や啓発を行うための研修など、必要に応じて校内研修に計画的に配置する。

例)「命を大切にする心」を育む指導プログラムに関する研修

「自立支援」に関する授業研究、「親の学びプログラム」研修

4 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先として迅速に対応する。また、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応し、早期解決を図る。さらに、再発防止に向けて、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(1) 緊急校内いじめ対策委員会の招集

いじめの兆候が見られるときには、当該学年全体による情報収集をするとともに、いじめ対策委員会を開き、対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の早期解決にあたる。

＜構成員＞校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、人権教育主任、スクールカウンセラー、該当学年主任、該当学級担任

＜情報集約担当者＞情報集約担当者として、生徒指導主事 井本賢吾 を位置づける。

(2) いじめ対応マニュアルの作成

別紙 いじめ発生時の対応マニュアル

対応の在り方の基本を示す。いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

(3) 養護教諭、スクールカウンセラーとの連携

いじめによる被害者、加害者の心理的なケアと人間関係の修復など、カウンセリングの実施や対応策の検討を連携して行う。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

別紙 いじめ発生時の対応マニュアル

外部との連携を迅速かつ積極的に行い、支援を得て、早期解決や再発防止に対する取組を強化する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめ対策

① 情報モラルに関する指導

授業や全体指導を通して、情報モラルに関する指導を行い、インターネット等に対するモラル意識を高める。

② 保護者への啓発

専門機関と連携して、フィルタリングの必要性、インターネット等の危険性について事例をもとに講話をを行い、家庭での見守りを強化することで、インターネット等を通じたトラブルを未然に防止する。

(6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合も、前述の事例に準じて対処するが、教育委員会の指導、助言のもと調査、対処、報告、情報提供を適切に行う。

(7) 学校評価

いじめを見逃さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため学校評価に人権尊重やいじめに関する項目を加え、適正に事項の取組を評価する。